



◎最新法改正情報◎

平成 30 年 10 月の法改正

平成 30 年 10 月から

地域別最低賃金額が引き上げられます

10 月より地域別の最低賃金額が改定され、時間額が引き上げられます。
下記以外の都道府県についても改定されますので、ご注意ください。

区分	改定後時間額	改定前時間額	発効予定年月日
兵庫県最低賃金	871 円	(844円)	平成 30 年 10 月 1 日
大阪府最低賃金	936 円	(909 円)	平成 30 年 10 月 1 日
滋賀県最低賃金	839 円	(813 円)	平成 30 年 10 月 1 日
京都府最低賃金	882 円	(856 円)	平成 30 年 10 月 1 日
奈良県最低賃金	811 円	(786 円)	平成 30 年 10 月 4 日
東京都最低賃金	985 円	(958 円)	平成 30 年 10 月 1 日

※発効日当日の賃金から、表に示す最低賃金以上の金額を支払う必要があります。

最低賃金において算入しない賃金は、以下のとおりです。

1. 臨時に支払われる賃金
2. 賞与など 1 ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金
3. 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金
4. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【最低賃金とは】

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、都道府県ごとのすべての労働者を対象とした「地域別最低賃金」と特定の産業に従事する労働者を対象とした「産業別最低賃金」とがあり、それぞれ原則として事業場で働く常用・パート・臨時・派遣・アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。

当記事に関しましてご不明な点等ございましたら担当者までお問い合わせください。



社会保険労務士法人 牧江&パートナーズ
お問い合わせ先：0798-36-4313